

広島県告示第四百二十三号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、県営城東住宅、県営港町住宅、県営泉住宅、県営南泉住宅、県営吉津住宅、県営北美台住宅、県営向ヶ丘住宅、県営高屋住宅、県営引野住宅、県営日吉台住宅、県営城興ヶ丘住宅、県営蔵王住宅、県営駅家住宅、県営神社住宅、県営南松永住宅、県営府中住宅及び県営高木住宅並びに県営城東住宅駐車場、県営港町住宅駐車場、県営南泉住宅駐車場、県営南泉住宅駐車場、県営吉津住宅駐車場、県営北美台住宅駐車場、県営向ヶ丘住宅駐車場、県営高屋住宅駐車場、県営引野住宅駐車場、県営日吉台住宅駐車場、県営城興ヶ丘住宅駐車場、県営蔵王住宅駐車場、県営駅家住宅駐車場、県営神社住宅駐車場、県営南松永住宅駐車場、県営府中住宅駐車場及び県営高木住宅駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十三年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

- 1 名称及び代表者の氏名
堀田・誠和共同企業体 株式会社堀田組 代表取締役 河本 一志
- 2 主たる事務所の所在地
尾道市新浜一丁目九番二二号

二 変更事項及び内容

- 1 変更事項
代表者
- 2 変更内容

	変 更 前	変 更 後
	堀田・誠和共同企業体 株式会社堀田組 代表取締役 河本 政士	堀田・誠和共同企業体 株式会社堀田組 代表取締役 河本 一志

三 変更年月日

平成二十三年四月一日